

# 組合だより <sup>もり</sup> 森林

●発行/令和2年4月1日65号 ●発行責任者/佐伯広域森林組合 〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283-2 TEL 0972-54-3326

2020  
Vol. 65



本匠:三股

▲ 佐伯広域森林組合

## 創立30周年を迎えて



代表理事組合長  
戸高 壽生

令和初めての年頭は大変穏やかな幕開けでございました。しかしながらそれも束の間、当佐伯市においては時ならぬ記録的な豪雨に見舞われ、さらに今後非常に懸念されるのが新型コロナウイルスであります。波乱含みの様相の中ではありませんが、去る2月21日に広瀬大分県知事をはじめ各界各層より、多くのご来賓のご臨席のもと「創立30周年記念式典」を盛大に開催することができました。

当佐伯広域森林組合は、平成2年に圏域内6森林組合の合併により発足いたしました。以来、関係機関、団体、企業はじめ経営に携わってこられた役員OBなど、多くの方々のご指導とご尽力、また組合員の皆様のご協力があつて、地域林業の振興にしっかりと取り組んでいける今日の佐伯広域森林組合の基盤が整つてまいりました。30年の永きにわたり、関わり育んでいただきました多くの方々に改めまして衷心より感謝を申し上げます。さて、嘗ての佐伯の森林は、一部杉檜の人工林が点在していたものの、全般的に燃料生産のための広葉樹が主体の森林でありました。国策による拡大造林と、木から化石への燃料革命を起因とした戦後の造林ブームと言われた時期、私どもの前身である6つの組合の連携、協力によって飛躍的に拡大造林を進めてまい

りました。その結果、九州で最も広い佐伯市の87%を占める森林のうち、民有林の54%に当たる3万5千haの広大な人工林が造成され、先人たちが遺した財産として今日の当組合の活力の源として大切に受継がれております。

造成された人工林も間伐期を迎え、昭和62年に旧組合が圏域内市町村の協力のもと、共同で小径木加工場を設置したことが契機となり、その3年後に広域合併し、以来従前に引き続き間伐等の森林整備を中心に森林の成長に合わせて様々な事業を展開してまいりました。森林が成熟期を迎えた平成21年には、年間丸太消費量12万m<sup>3</sup>規模の大型製材工場を創設いたしました。また、同年年末に国策としての「森林・林業再生プラン」が発表されたのを契機に、佐伯林業の本来のあるべき姿をしつかりと検証し熟慮した結果、大型工場を核として『木材の生産』と

『公益的機能の保全』の両面から、持続可能な森林経営を目標に『佐伯型循環林業』を提唱し推進してまいりました。

木材価格の低迷と、世代交代による森林所有者の林業離れが進む中での『佐伯型循環林業』の推進に当たっては、実に多くの課題が見えてまいりました。この大きな高い壁を一步步乗り越えるためのプロセスが活力に繋がりました、克服することによって明るい明日が開けてまいります。

創立30周年という大きな節目に当たり、新型コロナウイルス感染拡大の脅威はもとより、世界経済に延いては当組合にどのような影響を及ぼすのか、さらには令和の時代最も大きな課題である少子高齢化への対応をはじめ、今後起こるであろう様々な課題に果敢に挑戦するとともに世の中の動きを確りと読み、新たな決意で地域林業発展のため、さらに邁進してまいります。

### 林業機械展開催中止のお詫び

創立30周年記念の一環で、3月6日、7日開催予定にしていた『佐伯林業機械展』を新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先し、やむなく中止といたしました。開催準備も整った矢先にとっても残念な決断でありました。開催にあたり準備に協力して頂いた方や、楽しみにして頂いていた皆様には大変申し訳ございませんでした。一刻も早く新型コロナウイルスが終息する事を祈るばかりです。

今後とも変わらぬご指導を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、世の中の平穏並びに皆様のご健勝とますますのご活躍をご祈念申し上げます。



## 🌱 創立30周年記念式典開催 🌱

創立30周年記念式典が2月21日、佐伯金水苑に於いて来賓、役職員OBの方々など約100名のご臨席を賜り、開催されました。開会の辞で始まり、戸高組合長より挨拶が行われました。続いて、広瀬知事をはじめ多くのご来賓の方からのご祝辞と祝電をいただき、式典の最後には、当組合の30年の歩みを懐かしい映像とともにスクリーンで振り返りました。引き続き、ウッドステーション株式会社、塩地博文社長をお迎えして「循環型林業の発展とその未来」と題し、記念講演を行いました。

祝賀会では佐伯神楽による演目『御綱』が披露され、皆様の安全と繁栄を祈願していただき、創立30周年記念行事は盛会のうちに終わることが出来ました。



## 🌱 森林ボランティア開催 🌱

令和2年2月15日、第60回森林ボランティアを宇目小野市に於いて開催いたしました。80名の参加者によりスギ苗1,000本の植樹を行い、その後は製材工場を見学しました。交流会では土地所有者の矢野良一さんより「ぜんざい」の差し入れがあり、参加者全員でおいしくいただきました。

2月にしては暖かい一日となり、心配された雨も何とか持ちこたえ、無事作業を終了することが出来ました。

次回のボランティアは11月頃の予定ですので、ご参加お待ちしております。





## 木工教室開催

昨年10月29日、緑豊小学校3年生を対象に木工教室を開催しました。製材工場の見学では、丸太から柱になるまでの話に一生懸命耳を傾けていました。続いての学習会では森林の大切な役割について学び、木工教室ではペン立てとコースターをみんなで作りました。半日の学習でしたが木に触れて、木の良さを感じてもらえたようです。



## ドローン実証試験

## 苗木・資材運搬

今年度、大分市のC I Robotics株式会社と再造林・保育施業機械化実装支援事業としてドローンによる苗木、資材の運搬に取り組んできました。

去る3月3日、青山地区で行った試験運搬では、組合職員オペレーターがドローンを操作し、重さ6kg程のコンテナ苗40本と1枚7kg程の獣害ネット、それぞれ運搬できることを確認しました。これまで全て人力により行われている運搬作業ですが、近いうちにドローンが活躍する日が来るのではないのでしょうか。



## 令和元年度 労働安全衛生大会開催

令和2年1月17日、ホテル金水苑に於いて、作業班員を中心に総勢112名の参加者のもと労働安全衛生大会を開催いたしました。佐伯労働基準監督署、安藤氏の講演により安全作業への取組みを再確認するとともに安全意識の向上を図る事ができました。続いて佐伯市消防署本部、今津氏による講演では心肺蘇生法やAEDの使用法など救命処置の重要性を学びました。



組合員 各位

佐伯広域森林組合  
代表理事組合長 戸高 壽生

森林整備に係る補助金受領地における伐採・転用制限について

平素より組合事業にご協力頂き有難うございます。

さて、近年、山林の伐採、山林の開発、太陽光パネルの設置等の理由による造林補助金受領地の転用の問い合わせが増えてきています。

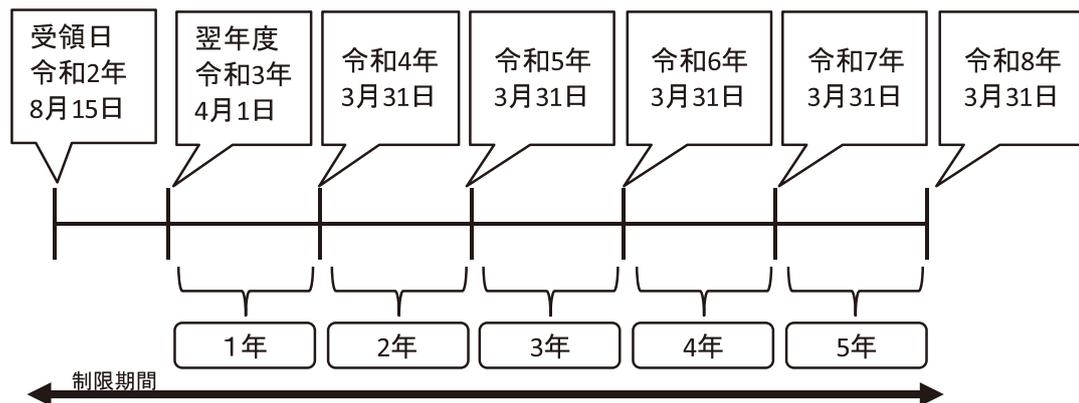
当該補助金は、持続的な森林経営の実現等を目的とし、森林整備に対し国から交付されたものであることから、補助金受領日の翌年度から起算して5年間は伐採・転用が制限されています。

つきましては、交付目的を十分にご理解の上、補助を受けた森林については、制限期間内に伐採・転用を行わないようお願い申し上げます。また、補助を受けた森林を相続、売り渡し、もしくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた場合も、伐採・転用制限期間は引き継がれますので、新たな所有者に対し確実な周知をお願いいたします。

なお、やむを得ず、補助を受けた森林の伐採や転用を行う必要が生じた場合は、必ず事前にご連絡ください。

【補助金受領日の翌年度から起算して5年間の考え方（例）】

- ・事業内容 間伐
- ・事業完了日 令和元年 12 月 15 日
- ・補助金受領日 令和 2 年 8 月 15 日
- ・転用制限対象期間 令和 2 年 8 月 15 日～令和 8 年 3 月 31 日まで



【お問い合わせ先】

佐伯広域森林組合 宇日本所 (0972) 54-3326  
佐伯支所 (0972) 22-1156  
直川支所 (0972) 58-2004

## 森林整備に係る補助金を受領される皆様へ

---

森林整備に係る補助金は**持続的な森林経営の実現**等を目的に交付されています。

そのため、**補助金受領の翌年度から起算して5年以内**は補助を受けた森林の**伐採や転用が制限されています**。

つきましては交付目的を十分にご理解の上、転用制限期間内の伐採・転用は行わないようご注意ください。

また、補助を受けた森林を相続、売り渡し、もしくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後も**転用制限期間は引き継がれます**ので、新たな所有者に対し確実に周知願います。

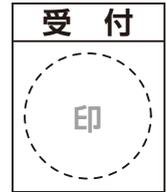


※ 補助金受領の  
翌年度から起算

やむを得ず、補助を受けた森林の伐採や転用を行う必要が生じた場合は、**必ず事前にご連絡ください**。

お問い合わせ先 佐伯広域森林組合 TEL:0972-54-3326

# 間伐事業補助申請申込書



## 〈事業対象条件〉

1. 樹種 … スギ、ヒノキ
2. 林齢及施業 … ①11年生から35年生で切捨をする山  
②11年生から60年生で搬出をする山
3. 面積 … 1反歩(0.10ha)以上
4. 間伐率 … 20%以上～40%未満(10本中2本以上～4本未満の割合)

事業箇所				樹種	林齢	面積	切捨・ 搬出別	森林保険 の加入	実施方法 いずれかに○
市町村	大字	字	地番						
							切捨 搬出	する しない	組合委託 本人実施
							切捨 搬出	する しない	組合委託 本人実施
							切捨 搬出	する しない	組合委託 本人実施

上記のとおり申請します。

年 月 日

※必ず下記〈注意事項〉を確認し、記入してください※

住 所

申請者氏名

印

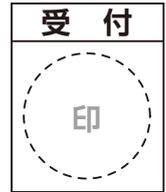
電話番号

## 〈注意事項〉

1. 必ず選木をしてから伐倒をしてください。選木完了の写真がないと補助が受けられません。
2. 作業前写真(選木した状況のわかるもの)、作業完了写真を各自で撮影し組合へ提出してください。写真がない場合は補助金申請ができません。ご自身での撮影が困難な方は作業開始の10日前までにご連絡ください。組合にて撮影に行きます。
3. 補助金申請者名と材積出荷証明書類の名前を同一名にしてください。
4. 搬出間伐の補助金申請は経営計画の団地単位で5ha以上の面積が必要になりますので、補助金申請が遅くなる場合があります。
5. 過去5年間の間に補助金申請を実施した森林は補助対象外です。
6. 普通林、保安林共に、事前に伐採届を提出し、許可を受けてから作業開始してください。
7. 補助金交付後翌年度から起算して、5年以内に森林以外の用途への転用、あるいは補助対象木の全面伐採、除去等を行った場合、補助金の返還となります。十分注意してください。
8. 森林経営計画を樹立していない方は補助申請できない場合があります。

※昨今台風災害、気象害等が増えていますので、万一の災害に備え森林保険の加入促進をしています。この事業を実施された山林におきましては森林保険に加入していただくようお願いします。森林保険の加入は自己負担となります。

# 下刈事業補助申請申込書



## 〈補助対象条件〉

- 樹種 … スギ、ヒノキ、クヌギ、その他(有用広葉樹)
- 林齢及び施業 … ①原則1年生～5年生迄の1回刈りのみ  
②クヌギ萌芽林に於いては原則3年生迄  
③原則全面刈施業すること
- 面積及び条件 … 1反歩(0.10ha)以上で対象樹種が700本/ha以上あること

事業箇所			樹種	林齢	面積	実施方法
大字	字	地番				
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施

上記のとおり申請します。

年 月 日

※必ず下記〈注意事項〉を確認し、記入してください※

住 所

申 請 者 氏 名

印

電話番号

## 〈注意事項〉

- 作業前と作業完了の写真が必要となりますので、各自で撮影し組合に提出してください。  
写真がない場合は補助申請ができません。ご自身での撮影が困難な方は作業開始の10日前にご連絡ください。また作業完了時は速やかにご連絡ください。
- 事業期間の目安は9月30日迄です。
- 補助金交付後翌年度から起算して、5年以内に森林以外の用途への転用、あるいは補助対象木の全面伐採、除去等を行った場合、補助金の返還となります。十分注意してください。
- 森林経営計画を樹立していない方は補助申請できない場合があります。

## 森の野鳥 ウグイスとメジロ



春、気温が少しずつ上昇し吹く風に暖かさを感じるようになると、山肌にはやわらかい緑が増えてきて、その中にぽつぽつとヤマザクラの薄ピンクの花が見え始めます。日を追うごとにその数は増えて行き、やがて山全体が淡いピンク色に染まります。最近、ヤマザクラの数が年を追うごとに増えていっているような気がしていました。先日、山で仕事をしている人にそんな話をしたところ、昔は薪炭材としてヤマザクラの枝や幹を切って使っていたそうです。やがて薪や炭の需要が減少するのに伴って、薪炭材として広葉樹を切ることが減って行き、結果としてヤマザクラの木が大きくなり花を咲かせるようになったのではないかと話していました。

桜の花がヤマザクラからソメイヨシノへとバトンタッチするころ、野外では「ホーホケキョ」とよく通るきれいな声が聞かれます。この声が聞こえるとほとんどの人が「あっ！ウグイスが鳴いている」と分かるほど、私たちには身近な鳥です。ところが、鳴き声やウグイスと言う名前は、みんなによく知られているのですが、なかなかその姿を見る機会が少ない鳥です。遠くまでよく聞こえるきれいな「ホーホケキョ」の音が聞こえても、ウグイスは葉っぱの茂った木の枝で鳴いているため、なかなか姿が見えません。この季節、人の近くによく現れて、容易に姿を見ることができる鳥がメジロです。そのため昔からウグイスはメジロと間違われてきたようです。「梅にウグイス」という絵で、鳥がメジロになっていることが時々あります。ウグイスの体の色は茶色で、メジロの羽の色とはずいぶん違います。鶯餅のあのおいしいような黄緑色は、間違いなくメジロの体の色ですね。ウグイスの羽の色でお菓子を作ったら、きっとたくさんは売れなかったでしょう。メジロは昭和41年に大分県の県鳥、そして平成19年には佐伯市の鳥に制定されました。



ウグイス



メジロ



たけいし のりあき  
経営・管理アドバイザー **武石宣彰氏**  
(日本野鳥の会大分県支部 佐伯地区支部長)



こんなときは、変更手続きが必要です！

- ❀ 組合員が亡くなったとき
- ❀ 組合員資格を譲渡するとき
- ❀ 住所を変更したとき
- ❀ 組合員を脱退するとき

※姓が異なる相続の場合など、続柄が確認できる書類(戸籍謄本)の提出を求める事があります。

- 手続きを行っていない場合、組合からのお知らせが届かずご迷惑をおかけする事になりますので、忘れず変更手続きをお願いいたします。
- 現在、組合員名簿の整理を進めております。担当職員が各地区を訪問した際は、ご協力をお願いいたします。
- 各種手続きがありましたらお気軽に本所・各支所までご連絡ください。



総代改選のお知らせ！

現在の総代の任期は令和2年6月30日までです。5月中旬頃、総代改選に向けて地区総代会を開催いたします。総代のみなさまには改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いたします。

2020年 市日表

月	日	曜日	日	曜日
4月	8日	水	22日	水
5月	7日	木	21日	木
6月	8日	月	22日	月
7月	8日	水	22日	水
8月	6日	木	24日	月
9月	8日	火	23日	水
10月	8日	木	22日	木
11月	9日	月	24日	火
12月	7日	月	納市 17日	木

佐伯広域森林組合 宇目共販所

大分県佐伯市宇目大字  
南田原283番地2  
TEL 0972-54-3633  
FAX 0972-54-3328  
★FAX締切時間：午前10時

佐伯広域森林組合 佐伯共販所

大分県佐伯市西浜8-25番地  
TEL 0972-22-4531  
FAX 0972-22-0435  
★開市時間：午後0時45分

拠点一覧

名称	所在地	電話番号	FAX番号
本所		0972-54-3326	0972-54-3328
宇目共販所	〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283番地2	0972-54-3633	0972-54-3328
宇目工場		0972-54-3930	0972-54-3022
佐伯支所	〒876-0813 佐伯市長島1-2-1(大分県佐伯総合庁舎内)	0972-22-1156	0972-22-9111
本匠支所	〒876-0213 佐伯市本匠大字堂ノ間1067番地1	0972-57-6003	0972-57-6081
直川支所	〒879-3101 佐伯市直川大字赤木2番地1	0972-58-2004	0972-58-2213
佐伯共販所	〒876-0822 佐伯市西浜8番25号	0972-22-4531	0972-22-0435

